

「教職員の生徒指導に係る校内ルール」について

県立加古川東高等学校

1 生徒との携帯電話での通話（スマートフォン・SMS 等を含む）及びメール・SNS の使用について

(1) 携帯電話での通話について

- ① 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。左記連絡先への連絡がとれない場合、学校の電話を使用して生徒の携帯電話に連絡をとる。
- ② 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③ 緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) メール・SNS の使用について

- ① 教職員と生徒の間でメール・SNS を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、かつ関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明性を高める。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS を使用して行わない。
- ② 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- ③ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④ 1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

- ① 原則として、自家用車には生徒を乗車させない。
- ② やむを得ず生徒を自家用車に乗車させる場合は、同乗させる必要性をあらかじめ保護者に説明し、了解を得る。

4 その他

上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則)

この校内ルールは、平成27年7月17日より実施する。

平成 27 年 7 月 16 日

保護者 様

兵庫県立加古川東高等学校

校 長 安 本 直

「教職員の生徒指導に係る校内ルール」の確立について（お知らせ）

盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろは本校の教育活動について種々ご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、本校では、教育公務員として綱紀肅正の徹底についてこれまでも積極的に取り組んできたところです。しかし、依然として県下において異性の生徒等に対する教職員の不適切な事案が生じています。

このような事案は、生徒を傷つける重大な人権侵害であり、県民の公教育への信頼を大きく損ねるものです。

そこで、本校ではこのような教職員の不祥事を未然に防止するため、県教育委員会の指導のもと、「教職員の生徒指導に係る校内ルール」を定め、教職員にその趣旨を徹底するとともに保護者、地域の皆様に周知することといたしましたのでご高覧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、「教職員の生徒指導に係る校内ルール」につきましても、運用しながら、より適切なものになるよう今後改善を引き続き行う予定です。